

<AIPPI セミナー開催報告>

AIPPI・JAPANセミナー

中国における最新の知的財産権の動向

～知的財産法院の運営状況、日本企業が中国出願の際に注意すべきところ～

1. 開催日時：平成 27 年 12 月 16 日（水）13：30～17：00

2. 会場：金沢工業大学大学院 虎の門キャンパス 11 階 1111 講義室

3. 講演者：北京派特恩知識産権代理有限公司

鞠 文軍氏（国際業務部部长 博士研究員）

4. 内容

1) 動向

《出願、権利維持》 WTO に加盟した 2001 年以降、中国経済の発展にともない特許出願件数も増加している。分野別にみると運輸、化学、物理、電気の出願件数が増加している。その一方で、取得した特許権の維持期間が短くなる傾向が見受けられる。これは企業においては年金が高いこと、大学や研究所においては特許出願することのみ重きがおかれていることが主な原因である。

《法改正》 2015 年 4 月 2 日に「職務発明条例」の草案が公開され、職務発明の帰属の明確化、報奨金の算出等について検討されている。

2015 年 7 月 1 日から「専利の行政的執行方法」が実施されている。これにより専利権侵害の案件（立案から 3 ヶ月以内）および専利詐欺事件（立案から 1 ヶ月以内）の審決までの期間が明確になった。

2015 年 12 月 2 日に「専利法の第 4 回法改正」の草案が公開され、故意侵害の賠償金の増額、職務発明の約定優先の明確化、標準必要特許の黙示的許諾制度規定の導入、審査制度の改善（意匠の国内優先権を認める、意匠保護期間を 15 年に変更）、代理人業務制度（専利代理機構の設立、違法営業の管理の厳格化）について等の改正が検討されている。

2) 知的財産法院

知的財産権の保護をするため、①司法標準の統一②司法効率の向上③司法判決に国際的な発言権の獲得を目的に知的財産法院が 2014 年に北京、上海、広州に設立された。各法院の 1 年間の状況は以下の通り。

北京：全国の拒絶不服の一審行政訴訟を担当するため、行政訴訟案件数が多い。

（2014 年 11 月～2015 年 8 月：受理件数 5622 件）

上海：北京、広州と比較して受理件数は少ない。

（2014 年 12 月～2015 年 9 月：受理件数 315 件うち意匠侵害 140 件）

広州：経済が最も発展している珠江デルタ地域に位置しており、知的財産保護の意識が高い地域で、北京に次いで訴訟件数が多い。

（2014 年 12 月～2015 年 8 月：受理件数 3148 件うち意匠侵害 1155 件）

3) 中国出願の注意事項

中国出願手続きの説明および早期権利化の手段につきアドバイスがあった。

《**審査請求期限**》 優先日から3年

《**補正**》 審査請求時、実体審査開始から3か月以内に自発補正可。拒絶理由通知応答時に補正可。

《**分割出願**》 特許査定受領から2ヶ月以内、拒絶査定受領から3ヶ月以内、審判期間中に分割出願の提出が可能である。

《**早期権利化のための手段**》 ①実用新案と特許を同日に出願する。実用新案は出願から4～6ヶ月で権利が付与される。実用新案の権利有効期間中であれば、実用新案の権利を放棄することで特許が付与される。当該技術を速やかに保護するための有効な手段である。②PPHを利用する。

《**秘密保持審査**》 中国国内で完成した発明（特許、実用新案）を外国に出願する場合、外国出願する前にSIPOの秘密保持審査を受けなければならない。なお、SIPOを受理官庁としてPCT出願した場合は、同審査を請求したとみなされる。請求日より6ヵ月以内に外国専利出願秘密保持審査決定を受け取っていない場合、請求人は外国出願をすることができる。

中国の法改正の動きや知的財産法院の現状を知る良い機会となった。参加費：AIPPI/JAPAN 会員 5,000円（会員以外 10,000円）。本セミナーでは25名の参加者にお集まりいただき、質疑応答も活発に行われた。

以上